

事 務 連 絡

平成20年4月28日

社団法人 国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局医療課

後期高齢者終末期相談支援料の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方社会保険局事務局長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県高齢者医療主管部(局)高齢者医療主管課(部)長あて連絡したので、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成20年4月28日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県高齢者医療主管部（局）
高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課

後期高齢者終末期相談支援料の取扱いについて

標記については、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成20年3月5日保医発第0305001号）により本年四月の診療報酬改正に伴う留意事項を定めたところであるが、当該項目についてとりまとめる文書等の取扱い等は下記のとおりであるので、遺憾のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

後期高齢者終末期相談支援料の算定にあたっては、病状が急変した場合の治療等について、医師、看護師その他の医療関係職種が共同し、患者及びその家族等とともに話し合い、その内容を文書等にとりまとめることとしているが、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成20年3月5日保医発第0305001号）にあるように、後期高齢者終末期相談支援料は、終末期においても安心した療養生活を送ることができるよう、患者が終末期における療養について十分に理解することを基本とした上で診療が進められることを目的としたものであるため、患者の自発的な意思を尊重し、患者に意思の決定を迫ってはならず、病状が急変した場合の治療方針や急変時の搬送の希望等について、患者の希望が確認できない場合等には、「不明」、「未定」等とすることで差し支えないものである。